

入札公告

次の工事について公募型一般競争入札（事後審査型）に付す。

令和6年5月7日

契約担当者

県立和田山特別支援学校長 野口 照正

1 入札に付する事項

(1) 工事名

県立和田山特別支援学校昇降機設備更新工事（以下「本件工事」という。）

(2) 工事場所

兵庫県朝来市和田山町竹田1987-1

(3) 工事概要

昇降機設備の改修工事 一式

(4) 工期（又は施工期間）

着工の日から令和7年3月31日限り。（ただし、令和7年8月31日まで繰り越し予定）

(5) 最低制限価格 有

(6) 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格 無

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に記載されている者であって、かつ、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による機械器具設置工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 申込期限日に有効な県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）における工種が昇降機設置工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が契約締結予定日（令和6年6月上旬）までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、下記10(2)アに定める入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「提出期限日」という。）において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 入札参加資格者名簿の昇降機設置工事における総合評定値が760点以上であること。

なお、建設業法の規定による機械器具設置工事業に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)に、建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下「資格格付要領」という。）第4条の規定に基づく格付をする工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値を総合評定値とみなす。

カ 事故又は緊急時に対応できる緊急出動拠点（工事場所におおむね2時間以内に到着可能）を有すること。

キ 乗用エレベーターを製造している者（以下「製造者」という。）又は製造者による100%出資を受けた法人であること。

ク 平成19年度以降に、次に掲げる(ア)から(エ)の要件をすべて満たす昇降機設備工事を、元請として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡し完了したもの）を有すること。

(ア)形式：ロープ式

(イ)用途：乗用又は人荷用エレベーター

(ウ)定員：9人乗り以上

(エ)速度：45m/分以上

ケ 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

コ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

サ 県発注の昇降機設備工事に係る低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約を締結した工事を申込期限日までに完了しない者は、入札参加資格者名簿の昇降機設置工事における資格格付要領第4条の規定に準じて算定した平均工事成績点が65点以上であること。

シ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。

(2) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第26条の規定により機械器具設置工事業に係る主任技術者を適正に配置できること。ただし、事後審査型の配置予定技術者の専任性の確認は、申込期限日によらず、提出期限日を基準日とする。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の主任技術者とすることができる。

下記ア(ア)が求める施工経験については、工場製作期間の配置予定技術者は工場製作の経験を、現場施工期間の配置予定技術者は現場施工の経験をそれぞれ有していればよい。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

(ア) 平成19年度以降に、次に掲げるaからdの要件をすべて満たす昇降機設備工事の施工経験を有すること。

a 形式：ロープ式

b 用途：乗用又は人荷用エレベーター

c 定員：9人乗り以上

d 速度：45m/分以上

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。ただし、本件工事及び他の工事の契約希望金額が建設業法施行令（昭和31年政令273号）第27条第1項に定める金額未満である場合は、この限りではない。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事に配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(3) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

また、工事製作のみが行われる期間があるときは、工事製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を現場代理人として届けることができる。なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の現場代理人とすることができる。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び9(3)ウで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和6年5月8日（水）から同年5月21日（火）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）

兵庫県朝来市和田山町竹田1987-1

県立和田山特別支援学校 事務室

電話番号（079）674-0214

5 入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札参加資格確認資料

令和6年5月8日（水）から同年5月21日（火）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

令和6年5月8日（水）から同年5月21日（火）まで

(2) 交付方法

本校ホームページ (<https://www.hyogo-c.ed.jp/~wadayama-sn/>) に掲示して様式等を提供する。

(3) 交付に関する問い合わせ先

上記4(2)に同じ。

(4) 入札参加資格確認資料は、下記10において入札参加資格の確認を受ける際に必要であるので、必ず上記(1)の交付期間内に上記(2)により様式等を取得しておくこと。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）を次に定めるところにより提出すること。

(1) 提出期間

令和6年5月8日（水）から同年5月21日（火）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで

(2) 提出場所

兵庫県朝来市和田山町竹田1987-1 県立和田山特別支援学校 事務室に提出すること。

(3) その他

- ア 申込書の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書は返却しない。
- エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書及び資料の差替え及び再提出を認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式20号）で作成の上、提出すること。

ア 提出期間

令和6年5月8日（水）から同年5月22日（水）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（ただし、5月22日は正午まで）

イ 提出方法

県立和田山特別支援学校 事務室へFAXで送付する。

FAX (079) - 674 - 0214

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和6年5月23日（木）午後1時から

イ 閲覧場所

入札参加者にFAXで回答する

8 入札保証金

不要

9 入札手続等

(1) 入札、開札日時

令和6年5月28日（火）午前11時

(2) 入札方法等

- ア 入札書に必要な事項を記入し、提出すること。
- イ 入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

(3) 入札に関する条件

ア 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記11において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

イ 再度の入札に参加できるものは、初度の入札に参加して有効な入札をした者とする。（初度の入札において、最低制限価格又は失格基準価格に達しない価格で入札した者を除く。）

ウ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札候補者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札候補者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を10(2)アの入札参加資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(4) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- イ 下記13で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札
- ウ 入札参加申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する

者のした入札

(5) 入札に際しての注意事項

- ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。
なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。
- ウ 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- エ 提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。
なお、工事費内訳書には工事名及び入札参加者名を記載すること。
- オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。
なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。
- カ 入札書を提出した後においては、入札書を書換え、引換え、又は撤回することはできない。
- キ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もないときには、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の提出があったものとする。

10 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

- (1) 財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 落札候補者として入札執行者から入札参加資格確認資料の提出を求められた者は、次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。
 - ア 提出期間
提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を含む）を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）。
 - イ 提出部数
1部
 - ウ 提出資料等
 - (ア) 同種又は類似の工事の施工実績
入札参加資格があることを判断できる同種又は類似の工事の施工実績を、様式5号に記載すること。
なお、記載件数は代表的な工事3件以内とし、平成19年度以降に工事が完成し、その引渡し完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付すること。
 - (イ) 配置予定技術者の資格及び工事経験
入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種又は類似の工事経験を様式6号に記載すること。
なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書・講習修了証等の写しを添付すること。
また、同種又は類似の工事経験については、平成19年度以降に工事が完成し、その引渡し完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付すること。
 - (ウ) 現場代理人の資格
入札参加資格があることを判断できる現場代理人の資格を様式6号の3に記載すること。
なお、記載件数は現場代理人3名以内とし、健康保険被保険者証等の写しを添付する

こと。

また、配置予定技術者が現場代理人を兼務する場合は、様式6号の3の提出は不要とする。

(エ) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係等

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

建設業の許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる商業登記簿謄本等の写し

エ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

オ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

カ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

キ 提出された資料は、返却しない。

ク 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ケ 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が、資料を上記(2)アの提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

11 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けているので、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

(4) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

12 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出すること。

(2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

(3) 落札者は、工事施工計画及び下請負人等通知書を作成し、契約締結時までに提出すること。

13 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、県が確実と認める金融機関又は

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

14 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

(1) 年割支払 無

(2) 前金払

保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、請負代金額の10分の4以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の4以内の前金払を行う。

(3) 中間前金払と部分払の選択

落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない。）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。

(4) 中間前金払

部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から次の要件を全て満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の中間前金払を行う。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

(5) 部分払

中間前金払を選択せずに部分払を選択した者は部分払を請求することができ、部分払の回数は工期中3回以内とする。

なお、県の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

15 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合
その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出を

し、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

（ア）当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

（イ）発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

(4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において（ア）に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が（イ）に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

16 その他

(1) 契約を締結した者は、本件工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1か月以内に（工期が1か月に満たない場合は、契約締結後、速やかに）、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

(3) 契約を締結した者は、次のア、イを県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(4) (3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(5) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(6) 受注者は、契約後V E方式の実施承認を受けた場合には、契約締結後に設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

その際、提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には、請負代金額の変更を行う。

詳細は、特記仕様書等による。

(7) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

(8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県立和田山特別支援学校 事務室で落札決定日の翌日までに公表する。